

株式会社リニカル定款

平成 17 年 5 月 31 日 作成
平成 17 年 6 月 1 日 公証人認証
平成 17 年 6 月 7 日 会社設立



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社リニカルと称し、英文では、Linical Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の開発受託業務
2. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の薬事及び臨床試験の遂行に係わるコンサルティング業務
3. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の品質確保のためのコンサルティング及び基準書作成業務
4. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の国内管理人としての情報の収集及び提供業務
5. 医薬品・医薬部外品・医療機器・化粧品・健康食品及び特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）の輸入及び販売業務
6. 労働者派遣業務
7. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、49,600,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、13 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 当社の取締役（監査等委員を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社の代表取締役は、監査等委員でない取締役の中から取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を置く。また、当社は必要に応じて取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から役付取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(非業務執行取締役に関する責任限定契約)

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 36 条 当会社の剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの剰余金および中間配当には、利息はつけない。

附 則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 第 18 回定時株主総会終結前の常勤の監査役以外の社外監査役（常勤の監査役以外の社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。

本定款は令和 5 年 6 月 22 日より適用とする。

以上株式会社リニカルの定款を証するため、代表取締役が記名押印する。

令和 5 年 6 月 22 日

大阪市淀川区宮原一丁目 6 番 1 号

株式会社リニカル

代表取締役 秦野 和浩



